

(仮称) 千葉県金属スクラップヤード等適正化条例の骨子案

1 目的

金属及びプラスチックの再資源化を推進することが重要とされている中で、県内では、規制対象物に係る高積みなどの不適正な屋外保管によって県民生活に支障が生じている状況が課題となっている。

そのことに鑑み、規制対象物の屋外保管等について、必要な規制を行うことにより、県民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全上の支障の防止を図る。

2 規制対象

(1) 規制対象物

収集された使用済みの物品等のうち金属又はプラスチックが使用されているもの（破砕、切断、圧縮、解体その他の処理がされたものを含む。）（これらとこれら以外のものが、一体として集められている場合を含む。）とする。ただし、廃棄物、有害使用済機器等については、含まない。

(2) 規制対象事業

屋外において規制対象物を保管（保管に伴う処分（規制対象物の破砕、切断、圧縮、解体その他の作業）を含む。）する事業とする。

3 県、事業者等の責務

事業を監督する県の責務について規定する。

また、事業者その他の関係者の責務について規定する。

4 事業の許可等

(1) 事業の許可

ア 手続

事業を行おうとする者に対し、事業を行う場所ごとに、あらかじめ事業許可の取得を義務付ける。

また、許可に係る事項を変更しようとするとき（ただし、軽微な変更を除く。）についても、あらかじめ変更許可の取得を義務付ける。

なお、軽微な変更又は事業の廃止については、届出を義務付ける。

イ 要件

施設等が、県民生活の安全及び生活環境の保全上の支障がないものとして、基準に適合することを許可の要件とする。

また、適正な事業の実施が期待できないとして許可を受けられない者について、欠格要件を設定する。

ウ 許可の条件

有効期間その他の県民生活の安全又は生活環境の保全上必要な条件を付することができるものとする。

(2) 住民等への周知

許可申請をしようとする者に対し、あらかじめ住民説明会の開催等によって事業の内容等を周知することを義務付ける。

(3) 事前の指導等

知事は、事業を行おうとする者に対し、許可申請の手續や事業内容等に関して、事前に必要な指導等を行うものとする。

5 事業を実施するに当たり遵守すべき基準等

(1) 基準

事業者に対し、火災、崩落等の事故の発生を防止し、また、事業に伴う騒音等による悪影響を軽減し、県民生活の安全の確保及び生活環境の保全を図るための保管等の基準の遵守を義務付ける。

なお、選別後の金属又はプラスチックのみを保管する場合には、取り扱う保管物の性質や業務の内容に応じて、基準を一部緩和する。

(2) その他

掲示板の設置、記録の作成・保存、現場責任者の配置等の規定を設ける。

6 実効性の確保

命令、許可取消、立入検査、報告徴収、罰則（無許可営業、命令違反等）などの規定を設ける。

7 適用関係

(1) 適用除外

港湾法上の保管施設で行われる事業などについては、この条例の規定の適用を除外する。

(2) 市町村との関係

市町村の申出に応じて、この条例の規定の適用を除外することができることとする。

(3) 既存事業者に対する経過規定

既存事業者にも許可取得を求めることとし、条例の各規定への適合に必要な期間として、一定の猶予期間を設ける。

8 その他の規定

(1) 県から市町村への支援

地域の実情に応じて、独自施策を実施する市町村に、必要に応じて、連携を図るとともに、情報提供などの支援を行うものとする。

(2) 委任

その他、この条例の施行に関し必要な事項を規則で定めるものとする。